

静岡県都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による
低炭素建築物新築等計画の認定等に係る事務取扱い要領

(趣旨)

第1 この要領は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号。以下「政令」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、法第53条第1項に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（以下「計画認定」という。）及び法第55条第1項に基づく低炭素建築物新築等計画の変更認定（以下「計画変更認定」という。）に係る事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(知事が定める機関による技術的審査)

第2 計画認定又は計画変更認定の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、当該認定等の申請を行う前に、静岡県手数料徴収条例（平成12年静岡県条例第25号）別表424の10の項、424の11の項及び424の12の項の知事が定める機関（令和7年静岡県告示第396号。以下「知事が定める機関」という。）による、法第54条第1項第1号に規定する基準に規定する基準に適合していることについて、技術的審査を受けることができる。

2 知事が定める機関は、前項の技術的審査の結果、低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項第1号に規定する基準に適合すると認めた場合にあっては、適合していることを証する書類（以下「適合証」という。）を申請者に交付するものとする。

(手数料を減額することができる書類)

第3 計画認定又は計画変更認定の申請に添付することで、技術的審査等を受けたものとして手数料を減額することができる書類は、次に掲げるいずれかのものとする。

- 一 知事が定める機関の技術的審査を受けた場合にあっては、当該知事が定める機関が交付する適合証
- 二 住宅の品質確保の促進に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第6条第1項に基づく設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の断熱等性能等級5及び一次エネルギー消費量等級6に適合していること）の写し
- 三 BELS評価書（登録建築物エネルギー消費性能判定機関が行う建築物のエネルギー消費性能に関する評価の結果を記載した書面（認定基準に適合する評価のものに限る。））の写し

(手数料を減額することができる書類を添付した場合の手数料)

- 第4 計画認定の申請において、前条各号に掲げるいずれかの書類を添付する場合にあっては、静岡県手数料徴収条例別表424の10の項の知事が定める機関が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合の欄の当該申請に該当する区分欄の手数料とする。
- 2 計画変更認定の申請において、前条各号に掲げるいずれかの書類を添付する場合にあっては静岡県手数料徴収条例別表424の11の項の知事が定める機関が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合の欄の当該申請に該当する区分欄の手数料とする。
- 3 軽微変更該当証明の申請において、前条各号に掲げるいずれかの書類を添付する場合にあっては静岡県手数料徴収条例別表424の12の項の知事が定める機関が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号(同法第55条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合の欄の当該申請に該当する区分欄の手数料とする。

(所管行政庁が必要と認める図書)

- 第5 計画認定又は計画変更認定の申請において、省令第41条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。
- 一 審査省略により手数料の減額を受ける場合は、第3各号に掲げるいずれかのもの
 - 二 建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号)Ⅱの第1の1(2)へに規定する日本住宅性能表示基準に定める劣化対策等級に係る評価が等級3(以下「劣化対策等級3」という。)に該当する場合にあっては(1号の書面を添付する場合を除く。)、住宅品質確保法第44条第1項に規定する登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあっては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写し
 - 三 様式第1号による手数料計算書
 - 四 代理者によって申請を行う場合にあっては、当該代理者に委任することを証する書類(以下「委任状」という。)

(所管行政庁が不要と認める図書)

- 第6 省令第41条第3項に規定する所管行政庁が不要と認める図書は、前条第2号の住宅型式性能認定書の写しを添付した場合にあっては、認定基準Ⅱの第1の1(2)へに規定する劣化対策等級3の確認に必要な図書とする。

(計画認定等の申請に併せて、計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合の添付図書)

第7 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要する建築物に係る法第10条第3項(法第11条第2項において準用する場合を含む。)又は法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出は、建築基準法第6条の3第7項の適合判定通知書又はその写しを添えて行うものとする。

(書類の提出部数)

第8 法、政令、省令の規定により知事に提出する申請書及び第17と第18の規定により知事に提出する書類の部数は正本1部及び副本1部、その他の書類にあつては1部とする。

(設計内容説明書)

第9 省令第41条第1項の表(い)項に掲げる設計内容説明書にあつては、低炭素建築物認定申請書作成の手引き(発行一般社団法人住宅性能評価・表示協会、一般社団法人日本サステナブル建築協会)における設計内容説明書を参考とし、作成するものとする。

(低炭素建築物新築等計画の通知)

第10 法第54条第3項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による建築主事又は建築副主事(以下「建築主事等」という。)への計画の通知は、様式第2号による計画通知書により行うものとする。

(不認定通知書)

第11 知事は、計画認定の申請において法第54条第1項各号に規定する基準に適合しないと認める場合又は法第54条第6項の規定により認定できない場合は様式第3号、計画変更認定の申請において法第55条第2項において準用する同法第54条第1項各号に規定する基準に適合しないと認める場合又は法第55条第2項において準用する同法第54条第6項の規定により認定できない場合は様式第4号による不認定通知書により、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

(認定建築主に対する報告の徴収)

第12 法第56条の規定による認定建築主(法第55条第1項に規定する認定建築主をいう。以下同じ。)に対する低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素化のための建築物の新築等の状況についての報告の請求は、様式第5号による報告請求書により行うものとする。

(認定建築主に対する改善命令)

第 13 法第 57 条の規定による改善命令は、様式第 6 号による改善命令書により行うものとする。

(認定の取消し)

第 14 法第 58 条の規定により認定を取り消す場合は、様式第 7 号による認定取消通知書により行うものとする。

(認定申請の取り下げ)

第 15 申請者が計画認定又は計画変更認定を受ける前に当該申請を取り下げようとする場合は、様式第 8 号の申出書により行うものとする。

2 前項の場合において、認定等に係る申請書の正本及びその添付図書は返却しないものとする。

(軽微な変更に関する証明書の交付)

第 16 省令第 46 条の 2 の規定により、低炭素建築物新築等計画の変更が省令第 44 条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求める者は、様式第 9 号による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の各号に掲げる図書のほか省令第 41 条第 1 項に規定する図書（軽微な変更に係る部分に限る。）を添えて行うものとする。

一 様式第 1 号による手数料計算書

二 代理者によって申請を行う場合にあっては、委任状

2 前項の申請があった場合は、様式第 9 号の 2 による証明書を交付するものとする。

(軽微な変更)

第 17 計画認定又は計画変更認定を受けた者は、省令第 44 条の規定による軽微な変更をする場合にあっては、様式第 9 号の 3 による軽微な変更説明書に、省令第 41 条第 1 項に規定する図書（軽微な変更に係る部分に限る。）を添えて知事に提出するものとする。

2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 8 条ただし書きの規定による同条第 3 号に定める書類の提出をした者であって、省令第 44 条に規定する軽微な変更をした者は、建築基準法施行細則第 5 条に規定する様式第 2 号による軽微な変更届に、様式第 9 号の 3 による軽微な変更説明書及び省令第 41 条第 1 項に規定する図書（軽微な変更に係る部分に限る。）を添え、当該対象建築物の建築基準法第 7 条第 4 項又は同法第 18 条第 21 項の検査を行う建築主事等に提出するものとする。

(名義変更報告)

第 18 認定建築主が、計画認定又は計画変更認定を受けた建築物又は住戸を譲受人に譲り

渡した場合は、譲渡人又は譲受人は、単独で又は共同して、様式第 10 号による名義変更報告書を知事に提出するものとする。

(認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事を取りやめる旨の申出)

第 19 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事を取りやめようとするときには、様式第 11 号による申出書に、省令第 43 条第 2 項に規定する通知書（法第 55 条第 2 項において準用する法第 54 条第 1 項の規程による変更の認定を受けたものにあつては、当該通知書及び省令第 46 条において準用する省令第 43 条第 2 項に規定する通知書）を添えて、知事に申し出なければならない。

(認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事が行われた旨の確認)

第 20 認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事が完了したときは、速やかに、次に掲げるいずれかにより、低炭素建築物新築等計画に従って工事が行われた旨を確認した内容等を記載した確認書を、次の各号に掲げる確認書を作成した者が認定建築主に提出しなければならない。

- 一 建築基準法第 5 条の 6 第 4 項の規定による工事監理者（以下、単に「工事監理者」という。）を定めた場合にあつては工事監理者が作成する様式第 12 号による確認書
 - 二 工事監理者を定める必要がない場合にあつては工事施工者（以下、単に「工事施工者」という。）が作成する様式第 12 号の 2 による確認書
- 2 工事監理者又は工事施工者は、確認を行った部位毎に 1 枚以上の工事写真（カラー写真に限る。）を撮影し、様式第 12 号又は様式第 12 号の 2 の確認書の別添に整理し、併せて認定建築主に提出しなければならない。

(工事の完了報告)

第 21 認定建築主は、前条による認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事が行われた旨の確認書の提出を受けたときは、速やかに、次に掲げるいずれかにより、工事完了報告書を知事に提出しなければならない。

- 一 工事監理者を定めた場合にあつては、様式第 13 号
- 二 工事施工者の場合にあつては、様式第 13 号の 2

2 前項の場合において、添付する書類は次に掲げるものとする。

- 一 様式第 12 号又は様式第 12 号の 2 による確認書の写し（別添の工事写真はカラー写真に限る。）
- 二 建築基準法第 6 条第 1 項、第 6 条の 2 第 1 項又は第 18 条第 3 項の規定による確認済証の交付を受けた場合は、同法第 7 条第 5 項、第 7 条の 2 第 5 項又は第 18 条第 22 項に規定する検査済証の写し

(認定審査等の事務分掌)

第 22 法、政令、省令及びこの要領の規定による計画認定及び計画変更認定に関する事務の取扱いは、認定に係る建築物の規模により建築基準法令取扱規定（昭和 49 年静岡県訓令甲第 2 号）第 2 条第 1 項の規定による建築主事等が行う確認等の範囲に準じ行うものとする。

(書類の処理等)

第 23 計画認定、計画変更認定及び軽微変更該当証明の申請、法第 56 条の報告書の受付並びに省令第 43 条（省令第 46 条において準用する場合を含む。）の規定による通知書の手交は、当該建築物の所在地の市町の長が行う。それ以外の書類は、第 22 の事務分掌に従い建築安全推進課建築確認検査室の長又は土木事務所の長が直接提出を受け、直接送付するものとする。

2 建築安全推進課建築確認検査室の長、土木事務所の長及び市町の長は、法、政令、省令及びこの要領の規定により知事に申請する書類を受理したとき及び通知書を手交したときは、様式第 14 号による低炭素建築物新築等計画の認定申請、様式第 15 号による低炭素建築物新築等計画の変更認定申請又は様式第 15 号の 2 による低炭素建築物新築等計画の軽微変更該当証明申請の事務処理台帳により、その内容を記録してその処理の経過を明らかにしておくものとする。

3 市町の長は、計画認定、計画変更認定及び軽微変更該当証明の申請書を受理したときは、様式第 16 号による副申書に意見を付して、当該市町の区域を管轄する土木事務所の長に速やかに送付するものとする。

4 市町の長は、工事完了報告書を受理したときは、当該市町の区域を管轄する土木事務所の長に速やかに送付するものとする。

附則

この要領は、平成 25 年 2 月 4 日から施行する。

附則（平成 25 年 3 月 26 日改正）

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 27 年 5 月 26 日改正）

この要領は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附則（平成 28 年 3 月 16 日改正）

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和元年 11 月 27 日改正）

この要領は、令和元年 11 月 27 日から施行する。

附則（令和 3 年 3 月 26 日改正）

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和4年9月28日改正）

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

附則（令和4年11月1日改正）

この要領は、令和4年11月7日から施行する。

附則（令和5年3月13日改正）

この要領は、令和5年3月29日から施行する。

附則（令和7年3月28日改正）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附則（令和7年5月26日改正）

この要領は、令和7年5月26日から施行する。